

「所得税」「市県民税」の申告は正しくお早めに！

2月16日から3月15日までは、所得税の確定申告および市県民税の申告相談期間です。確定申告をしなければならない方や還付を受けることができることで年末調整を受けられなかつた方などは、申告相談もお受けしますのでお早めに申告書を提出してください。



一税務署等出張相談の日程

会場	開催日	時間	担当
八文化会館 鹿館展示室 (2階)	2月16日(水) ～ 3月15日(火)	10時～ 16時	和田山税務署、 養父市役所
	3月2日(水)	10時～ 16時	近畿税理士会和田 山支部、 (社)和田山納税協会

※いずれの相談時間も、12時～13時は除きます。

※和田山税務署は、土・日・祝日は閉院しています。

※税務署等出張相談は、八鹿会場のみの相談となります。

※e-Taxで提出可能なパソコンを設置しておりますので、是非ご利用ください。

★申告相談の期間

2月16日(水)～3月15日(火)
午前9時～午後4時30分受付
※土・日曜日は除きます。

★申告相談の会場

- ・八鹿文化会館2階展示室
- ・養父公民館農業技術研修室
- ・大屋公民館研修室
- ・エイドホール農林研修室

★確定申告をしなければならない方

- ▼自営業を営んでいる方（小売業や製造業、保険外交員、サービス業、農業など）
- ▼給与を1ヵ所から受けている方で、給与の他に地代や

★確定申告をすることによって所得税が還付される方

- ▼年の中途で退職し、年末調整が受けられなかつた方
- ▼サラリーマンで医療費控除や寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられる方

★期限内に申告しましょう

- 期限内に申告や納税をしなかつたり、間違つた申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく無申告加算税等を納めなければならない場合があります。
- できるだけ早く、正確に申告してください。
- また、市県民税申告書の提出は、「申告書の手引き」をよく読んで、3月15日までに提出しましょう。

- 期限内に申告や納税をしなかつたり、間違つた申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく無申告加算税等を納めなければならない場合があります。
- できるだけ早く、正確に申告してください。
- また、市県民税申告書の提出は、「申告書の手引き」をよく読んで、3月15日までに提出しましょう。

申告の相談期間は『2月16日～3月15日』

★申告相談に必要なものは

- ①市県民税申告書・所得税確定申告書（税務署からの案内があつた方）
- ②印鑑

- ③給与・年金収入のある方は、源泉徴収票、給与支払者の証明書

- ④営業・農業・不動産所得のある方は、収入や経費を項目ごとに集計してお越しください。

- ⑤生命保険、地震保険、社会保険料などの控除を受けられる方は、その控除証明書

- ⑥医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書・領收書・保険などで補てんされた金額の明細書（医療費の明細書は事前に作成してください。医療を受けた方ごと、病院ごとにまとめてください）

★自己申告にご協力ください

税務署では、納税者の方が確定申告書、決算書、譲渡所得の内容などを自分で作成していくとき、分からぬ点について職員が会場で助言を行なう「自書申告」を推進しています。

となります。

なお、宅配便、旧小包郵便（ゆうパック、エクスパック500など）を使って提出する場合は、税務署への到着日が提出日となります。

5月10日

★住民税の住宅借入金等特別控除について

住民税の住宅ローン控除が創設されていますが、これとは別に、平成21年から25年までの間に入居し、平成22年分以降の所得税で住宅ローン控除を受ける方についても住民税の住宅ローン控除の適用の対象となりました。

これまで、控除を受けるために住民税の住宅借入金等特別税額控除申請書の提出が必要でしたが、平成22年度からは、年末調整や確定申告をされた方は原則として、住民税の住宅借入金等特別税額控除申請書の提出が不要となります。

お問い合わせ

※各種用紙などは、市役所税務課、各地域局市民グループにあります。できるだけ事前に準備をお願いします。

申告書は郵送で提出ができる場合、郵便物または信書便物の通信日付印によつて表示された日が提出日

★申告書を郵送で提出する際はご注意ください

市役所税務課
662-3164

申告書の作成は 国税庁ホームページの 確定申告書作成コーナーで!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

「e-Tax」を利用する方にもおすすめ!!

「確定申告書等作成コーナー」で作成すると、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

e-Taxを利用して申告すると

①最高5,000円の税額控除

平成22年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行なうと、所得税から最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます（平成19年～21年分の確定申告で控除の適用を受けた方は、平成22年分では本控除は受けられません）。

②還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。

③添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することにより、提出または、提示を省略できます（申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められます）。

※e-Taxを利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入など、事前手続きが必要です。

クリック!!

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

確定申告

検索